



3月となりました。だんだんと暖くなり、心地よく過ごせる春が近づいてきています。新年度に向けての準備期間です。当事務所も来月からはスタッフが1人増えますので、そろそろ準備を始めなくては……と考えております。

## テーマ：源泉所得税

### 1. 源泉所得税とは

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、自主的に確定申告をして納付する、「申告納税制度」がとられています。

これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に

**支払者が所得税を徴収して納付する「源泉徴収制度」**が採用されています。

この源泉徴収制度は、給与や、弁護士・税理士報酬などを支払う者が、その支払いの際に所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。

この所得税を差し引いて、国に納める義務のある者を**源泉徴収義務者**といいます。

この源泉徴収義務者は、会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、すべて源泉徴収義務者となります。

ただし、常時2人以下の家事使用人(注)のみに対して給与の支払をする個人は、その支払う給与や退職手当について所得税の源泉徴収は要しないこととされています。

また、給与所得について源泉徴収義務を有する個人以外の個人が支払う弁護士報酬などの報酬・料金等については、所得税の源泉徴収を要しないこととされています。

(注) 家事使用人・・・他者の家庭において屋内の作業を行う職業(家政婦・お手伝いさん)

差し引いた所得税は、原則として給与などを実際に支払った月の翌月の10日までに国に納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が**常時9人以下**の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があり、これを**納期の特例**といいます。納期の特例を採用する際には、所轄税務署への届出書の提出が必要となります。

### 2. 源泉徴収が必要な報酬・料金等

1	弁護士、税理士などの業務に関する報酬・料金(外国法事務弁護士を含む。)、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士、弁理士、企業診断員、測量士、測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士、技術士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金	支払金額×10% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%
2	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金	(支払金額 - 1万円) × 10%
3	外交員・集金人・電力量計の検診人の業務に関する報酬・料金	{その月中の報酬・料金 - (12万円 - その月中の給与等の額)} × 10%
4	原稿料、挿絵料、作曲料、レコードやテープの吹込料、デザイン料、放送謝金、著作権の使用料、著作隣接権の使用料、講演料、技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料、投資助言業務に係る報酬・料金、脚本料、脚色料、翻訳料、通訳料、校正料、書籍の装丁料、速記料、版下の報酬など	
5	次に掲げる職業運動家等の業務に関する報酬・料金 職業野球の選手、プロサッカー選手、プロテニス選手、プロレスラー、プロゴルファー、プロボウラー、自動車のレーサー、競馬の騎手、モデルなど	支払金額×10% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%
6	芸能人などに支払う出演料等 (注)一般の人に支払うラジオやテレビ放送の出演料含む	
7	芸能人の役務の提供を内容とする事業の報酬・料金	
8	プロボクサーの業務に関する報酬・料金	(支払金額 - 5万円) × 10%
9	バー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の業務に関する報酬・料金	(支払金額 - 控除額) × 10% (注)控除額 = (5,000円 × 支払金額の計算期間の日数) - その計算期間の給与等の額
10	役務の提供を受けることを約することにより一時に支払う契約金 (例)技術者を採用する際に支払う支度金など	支払金額×10% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%
11	事業の広告宣伝のための賞金	(支払金額 - 50万円) × 10%
12	社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	(支払金額 - 月20万円) × 10%
13	馬主に支払う競馬の賞金	{支払金額 - (支払金額 × 20% + 60万円)} × 10%

### 3. 給与の場合の源泉所得税

給与の支払者は、原則として毎月あるいは毎日の給与を支払う際には、必ず源泉所得税を徴収しなければなりません。その徴収額を計算するときに使用するのが、「源泉徴収税額表」です。支給区分に応じて、「月額表」または「日額表」を使用します。月額表には「甲欄」「乙欄」、日額表には「甲欄」「乙欄」「丙欄」で区分されており、右記の欄で計算します。

給与区分	税額表	扶養控除等申告書の提出	適用する欄
月給	月額表	有	甲
		無	乙
日給・週給 (日雇賃金を除く)	日額表	有	甲
		無	乙
日雇賃金		不要	丙

### 4. もしも、納付が遅れたら……

源泉所得税を1日でも遅れて納付した場合、罰金として**不納付加算税**、遅延利息として**延滞税**の2つが課されます。

#### ・不納付加算税

自主的に追納した場合……………追納額の5%  
 税務署からの指摘を受けて追納した場合……………追納額の10%

#### ・延滞税

源泉所得税の納付漏れ額を完納するまで、遅延利息として延滞税が課されます。  
 納期限の翌日から2カ月を経過する日まで……………年7.3%か、前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率 + 4%  
 納期限の翌日から2カ月を経過した以後……………年14.6%

正当な理由などが認められる場合には、不納付加算税が免除される事もありますが、1日でも遅れるとペナルティがつきますので、納期限には十分ご注意ください。

## <知っ得情報>

### 1. 健康保険料

平成24年3月分(4月納付分)からの健康保険料率に変更されます。  
 現行料率 9.55%                      変更後料率 **10.06%**

あわせて、介護保険料率(40歳から65歳までの方)も変更されます。  
 現行料率 1.51%                      変更後料率 **1.55%**

### 2. 雇用保険料

平成24年4月からの雇用保険料が引き下げられます。  
 改定前

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15.5 / 1000	9.5 / 1000	6 / 1000
農林水産 清酒製造の事業	17.5 / 1000	10.5 / 1000	7 / 1000
建設の事業	18.5 / 1000	11.5 / 1000	7 / 1000

改定後(平成24年4月分から)

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	13.5 / 1000	8.5 / 1000	5 / 1000
農林水産 清酒製造の事業	15.5 / 1000	9.5 / 1000	6 / 1000
建設の事業	16.5 / 1000	10.5 / 1000	6 / 1000

給与計算をする際には、ご注意ください。

## <Vision>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー:「Vision」**  
 今月の開催日は**3月22日(木)**です。  
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に1度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。ぜひご参加下さい。

開催日	対象者	申込期限
4月12日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月5日(木)
5月17日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月10日(木)
6月21日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月14日(木)

## <3月スケジュール>

12	月	*源泉所得税(2月分)の納付期限
15	木	*23年分所得税の確定申告・納付期限
22	木	* <b>経営計画書作成セミナー: Vision</b>
31	土	*1月決算法人の確定申告・納付期限
		*2月分の社会保険料の納付期限
		*7月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の4月、7月、10月決算法人)
		*個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告・納付期限

31日が土曜日となりますので、期限は4月2日(月)となります。